

# 両立支援行動計画

弁護士法人古家野法律事務所

職員が、仕事と生活の調和を図りながら、それぞれの能力や持ち味を發揮して、効率よく、協働して仕事に取り組むことのできる雇用環境の整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成24年3月16日～平成27年3月15日までの 3年間

## 2. 内容

目標1：時間管理や働き方の見直しにより、拘束時間、所定労働時間を短縮するとともに、所定外労働時間を削減する

### <対策>

- 平成24年 3月～ 拘束時間・所定労働時間・所定外労働時間の現状を把握
- 平成24年 7月～ 拘束時間・所定労働時間を短縮。就業時間チャイムの導入。
- 平成25年 1月～ 所定外労働時間の事前承認ルールの明確化  
所定外労働時間を自己管理できるよう出勤簿の改定
- 平成26年 1月～ 業務効率化に向けた各種取り組み

目標2：年休取得手順を明確化し、年休の取得推奨日および時間単位取得制度の導入により、年次有給休暇の取得を推進する

### <対策>

- 平成24年 3月～ 年休取得状況の把握、年休取得推奨日の指定
- 平成24年 9月～ 年休取得手順の明確化、年休の時間単位取得制度の導入
- 平成25年 1月～ 年休取得日数を自己管理できるよう出勤簿の改定

目標3：妊娠、出産、育児をしながら、安心して働き続けられる体制を整備する

### <対策>

- 平成24年 3月～ 就業状況の把握
- 平成24年 7月～ 拘束時間の見直し、終業時間の前倒し
- 平成24年 9月～ 産前産後・妊娠中の通院・育児介護休業等に関する規則および様式の整備、短時間勤務制度・所定外労働免除制度の導入
- 平成25年11月～ 育児・介護休業者の職場復帰プログラムの整備
- 平成26年 1月～ 利用者のヒヤリング等により、制度の柔軟化を検討